**○○ケアステーション　介護保険外サービス運営規定**

|  |
| --- |
| (事業の目的)第1条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、快適な在宅生活が継続できるよう介護保険外サービスを提供すること目的とする。(運営の方針)1. 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう常に利用者の立場にたったサービス提供に努めるものとする。

2 事業の実施にあたっては各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の　保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を密に図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。(事業所の名称等)第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。(1)名 称 ○○ケアステーション(2)所在地 ○○(事業所の職員体制)第4条 事業所における当事業に従事する者を、介護職員初任者研修以上修了者以上及び介護福祉士とする。(営業日及び営業時間)第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。(1)営 業 日 〇曜日から〇曜日までとする。(2)営業時間 午前〇時から午後〇時までとする。(3)サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。(提供するサービスの内容)1. 提供する介護保険外サービスの内容は、次のとおりとする。

(1)身体介護に関する内容　①排泄・食事介助　②清拭・入浴・身体整容　③体位変換　④移動・移乗介助、外出介助　⑤その他の必要な身体の介護(2)生活援助に関する内容　①調理　②衣類の洗濯、補修　③住居の掃除、整理整頓　④生活必需品の買い物　⑤その他必要な家事(3)付き添い介助　①散歩　②墓参り　③病院見舞い　④美容院　⑤通院の付き添い　⑥その他必要な付き添い介助1. 見守り支援

　①自宅内での様子確認、見守り　②その他必要な見守り支援(利用料その他の費用の額)第7条 訪問介護を提供した場合、利用料は次のとおりとする。(1)基本料金身体介護 30分まで○○円、以降○○分毎に○○円を加算生活援助 60分まで○○円、以降○○分毎に○○円を加算付き添い介助60分まで○○円、以降○○分毎に○○円を加算見守り支援60分まで○○円、以降○○分毎に○○円を加算(2)加算料金・早朝帯加算(午前7時~午前8時)基本料金に25%を加算する。・夜間帯加算(午後6時~午後9時)基本料金に25%を加算する。・土・日曜、祝日、年末年始(12月31日~1月3日)基本料金に25%を加算する。2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。(１)事業所から片道○○キロメートル未満　　○○○円(２)事業所から片道○○キロメートル以上　　○○○円3 前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。(通常の事業の実施地域)第8条　通常の事業の実施地域は、○○の区域とする。(緊急時の対応方法)第9条 訪問介護員は、介護保険外サービス実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合は、緊急搬送等の処置を講ずることとする。(衛生管理等)第10条 事業者は、訪問介護員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その整備・備品について、衛生的な管理を行う。(苦情処理)1. 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２ 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。(その他運営にあたっての重要事項)第13条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。（１）採用時研修　採用後〇か月以内（２）継続研修　　年〇回２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。附 則この規程は、令和○○年〇月〇日から施行する。 |
|  |